分科会 第四

ハンセン病に対する偏見差別をなくすために

―分科会の趣旨・目的とパネリストの紹介―

ハンセン病市民学会共同代表　内田 博文

ハンセン病問題をめぐっては、当事者の方々のご尽力により、２００１年5月11日、２０１９年6月２８日、２０２０年2月２６日と、三度も違憲判決が言いわたされ、確定しました。裁判史上、稀有なことで、特筆されます。しかし、これらの違憲判決によって、ハンセン病に係る偏見差別が解消されたかというと、残念ながら、そうではありません。

周知のように、２００１年の「らい予防法」違憲判決が確定した後の２００３年９月には、温泉ホテル宿泊拒否事件が発生しています。そこで、２００９年に施行の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（「ハンセン病問題基本法」）においては、この偏見差別の問題も取り上げられることになりました。

前文で、「ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。」と謳い、また、第３条第３項で、「何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されることになりました。

ただし、偏見差別の解消の問題がそれ以上、深掘りにされることはありませんでした。基本法の制定によってハンセン病に係る偏見差別の状況も大きく変化することはありませんでした。

社会福祉法人・大阪市社会福祉協議会「福祉と人権」研究委員会が２０１１年３月にまとめた『ハンセン病問題並びにＨＩＶ問題に関する市民意識調査報告書』によりますと、熊本県内で発生した温泉ホテル宿泊拒否事件で浮き彫りになったのとほぼ同じ偏見差別の状況が示されています。

報告書によりますと、学校や職場などでハンセン病問題に関する学習を受けたことがあるかについてたずねたところ、全体では「受けたことはない」が６８．９％ともっとも高く、次いで「はっきり覚えていない」が１８．７％、「小学校や中学校で受けた」が ４．７％となっています。

そのために、ハンセン病は治療すれば治る病気だという理解は３２．８％にとどまります。ハンセン病は非常に感染力が弱い病気だという理解も３０．０％にとどまります。

違憲の判決が確定し、国が謝罪したことが十分に浸透していません。ハンセン病患者を「療養所」に強制的に隔離してきたのはやむを得ない措置かという設問では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は、３７．７％になっています。

当事者の方々の語り部活動の意義は格別のものがあります。深い感銘を多くの人たちに与えています。それでも、ハンセン病問題の教育啓発はこのような現状にとどまっています。これには、国・自治体の取り組みが十分ではないこと、各界の取り組みも十分ではないことが大きく与かっています。

それでは、他のマイノリティ差別の解消の動きはいかがでしょうか。ご存知のように、障害者の差別については、「障害者差別解消法」が２０１３年に、また、ヘイトスピーチについては「ヘイトスピーチ解消法」が２０１６年に、部落差別については「部落差別解消推進法」が２０１６年に制定、公布されました。これにより差別の解消に向けて大きな前進が図られることになりました。

しかし、障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法を参考にして、ハンセン病に係る偏見差別についても、例えばハンセン病差別解消法を制定しようとする動きが出てきたかというとそうではありませんでした。ハンセン病に係る偏見差別を解消するためにハンセン病問題基本法を改正するといった取り組みも顕在化されることはありませんでした。

そのために、ハンセン病問題基本法では、今も、障害者差別解消法に見られるような「差別解消についての国及び地方公共団体、国民の責務」規定や、「差別の解消の推進に関する政府の基本方針」や、「行政機関等及び事業者における差別を解消するための措置や支援措置」などに関する規定は置かれていません。

このような状況の中で、２０１９年６月にハンセン病家族訴訟判決が言いわたされ、確定することになりました。判決では、１９９６年（平成８年）に「らい予防法」が廃止された後も、厚生大臣及び厚生労働大臣、法務大臣、文部大臣及び文部科学大臣に、家族に対する偏見差別を除去する義務及びその義務違反の違法があったことも認められました。ただし、２００２年以降については、差別除去義務及び義務違反は認められませんでした。

しかし、２００２年以降も、ハンセン病差別の解消に大きな前進が見られないことは、温泉ホテル宿泊拒否事件や『ハンセン病問題並びにＨＩＶ問題に関する市民意識調査報告書』などからも明らかなところです。

そこで、ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」が２０２１年７月に設置されることになりました。検討会では、提言の取りまとめに向けて鋭意、検討を進めているところです。

問題は、法規制如何です。ハンセン病に係る偏見差別について、その法規制を求める声は当事者においてもそれほど大きなものとはなっていないように思われます。例えばハンセン病差別解消法を制定しようとする動きが広がりを見せているかと言うと、必ずしもそうとはいえないようです。

差別を法で罰することはそぐわない。法で人生被害を受けたから法で罰することにトラウマがある。差別禁止法を制定することは、ハンセン病対策の国の責任があいまいになる。こういった意見が多数を占めているのではないかと見受けられます。

それもある意味ではやむを得ないところといえるかもしれません。１９０７年から１９９６年まで実に８９年間にもわたって、国の制定した悪法によって未曽有の人生被害を受けてこられた元患者・家族の方々が、悪法に対してのみならず、法一般に対して強い不信感をお持ちになるのも自然のなりゆきと思われます。

しかし、今も根強い、社会意識となっているハンセン病差別偏見をこのまま放置し続けるということはできません。家族訴訟の原告陳述書には、「今も怯えて家族であることを隠してひっそりと暮らしている」などの記述が数多く見られます。当事者や家族の方々のなかには、自ら偏見差別の実態を語りはじめておられる方もおられますが、高齢化で語り部も少なくなり、ハンセン病問題の風化が懸念されるところです。

法規制も一考に値するのではないかと存じます。そこで、本日は、4人のパネリストの方をお招きし、先駆的な取り組みから学ばさせていただくことによって、ハンセン病差別偏見をなくすためにはどうすればよいかを、みんなで考えたいと存じます。よろしくお願いします。

それでは、パネリストの方を順にご紹介させていただきます。

まず、ハンセン病市民学会共同代表の志村　康（やすし）さんです。志村さんは、１９９８年の「らい予防法」違憲国賠訴訟では、第一次原告団副団長を務め、原告全面勝訴に尽力されました。また、現在、「らい予防法」違憲国賠訴訟全国原告団協議会会長で、国立療養所菊池恵楓園入所者自治会会長も務めておられます。ハンセン病差別をなくすために先頭に立って尽力されておられます。

次は、龍谷大学法科大学院教授の金尚均（キム・サンギュン）さんです。専門は刑法で、近年はヘイトスピーチやインターネット犯罪の研究で有名です。京都朝鮮学校事件では、当時、京都朝鮮第一初級学校アボジ会の副会長をされておられました。最近の主な単著に、『差別表現の法的規制―排除社会へのプレリュードとしてのヘイト・スピーチ』があります。

次は、一般社団法人・部落解放・人権研究所代表理事の谷川雅彦さんです。三重県伊賀市人権政策審議会会長、世界人権宣言大阪連絡会議事務局長、一般社団法人大阪府人権協会理事などを務められています。人権問題、中でも部落差別問題をはじめ、マイノリティの差別問題についてお詳しく、各地で講演を行っておられます。近畿大学の非常勤講師もされています。

最後は、DPI(障がい者インターナショナル)の日本国内組織として１９８６年に発足したDPI日本会議事務局長の佐藤聡さんです。国連障害者権利条約にもお詳しく、日本障害フォーラム（JDF）の幹事会副議長、条約小委員会の委員長のほか、国の障害者政策委員会の委員なども歴任されておられます。障害者差別解消法の改正にも尽力されておられます。

市民学会の原田恵子事務局次長の格別のご尽力で、その分野の第一人者ともいうべき、素晴らしい方々をパネリストにお迎えできて光栄に存じております。これらのパネリストの方々には各３回、ご発言をお願いできればと考えております。第 1 回目は、短い時間で恐縮ですが、約５分程度を目安に、自己紹介を兼ねて、志村さんには「これまで歩んでこられた道」などについて、また、金さんには「外国人問題と自分」などについて、また、谷川さんには「ハンセン病問題とのかかわり」などについて、佐藤さんには、「DPI と自分」などについてお話をいただければと存じます。

２回目は、各約２０分をめどに、志村さんには「温泉宿泊拒否事件への取り組み」などについて、また、金さんには「京都朝鮮学校事件をはじめヘイトスピーチを許さない取り組み」などについて、また、谷川さんには「部落差別解消への取り組み、研究所のプラットホーム機能」などについて、佐藤さんには、「早くに取り組まれた障害者差別法の制定とその意義」などについてお話をいただければと存じます。

３回目は、約７分をめどに、「言い残したこと、最後に伝えたいこと」などについて、志村さん、金さん、谷川さん、佐藤さんの順でお話をいただければありがたいと存じます。

それでは、ただ今から、パネルデイスカッションを始めさせていただきます。よろしくお願いします。